

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (効力発日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
エジプト	貧困農民支援に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文	貧困難民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	470,000千円 H22.3.31まで	H21.3.23 カイロで (H21.6.16)	日本側 石川 薫在エジプト大使 エジプト側 フアイザ・アブデルナザ国際協力大臣	H21.7.8 369号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。